

平成23年4月5日号 No.8

東北地方太平洋沖地震 義援金と寄付金控除

3月11日の東北地方太平洋沖地震による甚大な被害が、明らかになり、目の前に起こったことが現実だと痛感する毎日です。

一刻も早く、被災地に救援物資や義援金を届けたいと、考えている方は多いのではないかと思います。どこに届けば被災者の方に届くのか迷っている方も多いのではないのでしょうか。また、同じ義援金でも確定申告の際に寄付金控除として対象になるものと対象外になるものがありますので、ご確認下さい。

～国税庁より 税務上の取り扱い～

個人の方が寄付した場合の取扱い

個人の方が義援金等を寄付した場合には、その義援金が特定寄付金 該当するものであれば寄付金控除の対象となります。

【特定寄付金】に該当するもの

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」(平23.3.15財務省告示第84号)として直接寄附した義援金等
- ⑤ ①から④以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの(以下「募金団体を経由する国等に対する寄附金」といいます。)

特定寄付金を支出した場合、次の計算により算出された金額が、所得より控除されます。

$$\text{今年支出した特定寄付金の合計額} - 2,000\text{円} = \text{寄付金控除額}$$

法人の方が寄付した場合の取扱い

法人が義援金等を寄付した場合は国等に対する寄付金、または指定寄付金に該当するものであれば全額損金に算入されます。

【国等に対する寄付金】とは下記の①・②・③・⑤ 指定寄付金に該当するものは④

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための基金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」(平23.3.15 財務省告示第84号)として直接寄附した義援金等
- ⑤ 募金団体を経由する国等に対する寄附金

(注) ①から⑤は、「1. 個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い」に記載した①から⑤と同様です。

義援金を寄付した方が寄付金控除（個人）または損金算入（法人）の適用を受けるための手続き

個人確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類（例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など）を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

法人確定申告書の別表 14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。

※振込の依頼書だけでは、寄付金控除または損金算入とする際に不足のようです。

日本赤十字社へ郵便局窓口から振込した場合は半券（受領書）となります。

岩手県への義援金は受取受領書発行依頼をFAXまたは電子メールにて事務局へ連絡すると、受領書が発行されます。

東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて（国税庁）

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/gienkin.pdf>

岩手県義援金受付口座と義援金・寄付金に関して

<http://sv032.office.pref.iwate.jp/~bousai/taioujoukyou/gienkin.htm>

日本赤十字社

http://www.jrc.or.jp/contribution/13/Vcms3_00002069.html

岩手県共同募金会

<http://www.akaihane-iwate.or.jp/gien/info.html>

ユニセフ

<http://www.unicef.or.jp/kinkyu/japan/2011.htm>

～悲しい現実～

復興を願う中で、善意を悪用した義援金詐欺も増えております。はがきや電話やメールにて様々な手口で詐欺行為が行われているようです。公的機関を思わせるような名称を使い、募金を募り、逮捕者も出る現状です。

警視庁や消費者庁でも震災に便乗した訪問者・悪質商法等の注意を呼びかけています。

少しでも不審に感じたら、相手はどのような団体なのか確認をして下さい。「東北地方太平洋沖地震支援協議会」というもっともらしい、はがきが出回っているようです。善意を悪用されないよう、気をつけましょう。